

「橿原市第一号事業の人員、設備及び運営並びに第一号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱」第5条第1項にかかる

## 訪問型サービス従事者等研修基準（生活援助に限る）

### サービス提供の基本視点（2時間）

- ・福祉理念とケアサービスの意義
    - ・ノーマライゼーション、チームケアの必要性、QOLの向上
  - ・他者理解と共感
    - ・信頼関係（受容）、全人的理解
  - ・自立支援と介護予防
    - ・身体的自立と精神的自立、役割意識、主体性
  - ・利用者の自己決定
    - ・意思尊重、適切で包括的な助言
- 等

### 社会福祉制度の概要（2時間）

- ・介護保険制度の概要とサービスの理解
    - ・介護保険制度の仕組み、サービス内容
    - ・包括支援センターの役割
  - ・高齢者福祉の背景と関連制度
    - ・高齢者の在宅サービス、社会資源
    - ・橿原市における高齢者施策、障がいサービス、保健・福祉・医療サービス
  - ・成年後見制度、地域福祉権利擁護事業
- 等

### 生活援助の方法（3時間）

- ・福祉業務従事者としての倫理
    - ・介護職員の倫理や職務、基本的マナー、個人情報保護
  - ・訪問介護サービスの制度と業務内容
    - ・介護保険制度の規定、禁止事項
  - ・生活援助の目的、機能と基本原則
    - ・目標達成に向けた自立支援、運営基準・具体的取扱方針、多職種連携
  - ・生活援助の方法
    - ・専門職としての姿勢、サービス毎の留意点、相談・連絡・報告
  - ・衛生管理
    - ・ゴミの始末、調理器具、食器等の衛生管理、感染症予防
  - ・快適な室内環境と安全管理
    - ・生活行動と生活空間、自立促進の環境整備
    - ・快適な室内環境の条件、清潔さ
    - ・防災等の安全管理
- 等

### 高齢者の心身の変化と疾病等（3時間）

- ・高齢者の心身と生活像の理解
    - ・加齢による心身の変化と留意点
  - ・高齢者に多い疾患の基礎知識と予防・対処方法
  - ・認知症への理解
- 等